## 「議会運営に係る確認事項」等に関する事例集 ー 平成23年度~ ー

《平成25年11月18日 現在》

			1
	項 目 <del></del>	事 例 等 の 内 容	確認等の時期
4	議案の取扱い(原則) ① 質疑と一般質問	・一般質問は、提出議案の説明後、議案と一括議題とし、議案に対する質疑と併せて実施した。	H24. 2 定例会~
	② 採決	・質疑の内容を勘案し、また、討論が賛成のみであることから、議長が、議員打合せ会に諮り、了承を得て、議案を一括して起立採決を行った。	H24. 2 定例会
5	発言通告書並びに発言順序		
	① 無通告の発言(質 疑、質問、討論)	・質疑、質問並びに討論については、発言通告制を基本とし、無通告の質疑、質問並びに討論は真に必要な場合に限ることとして発言の申し出の確認を行わなかった。	H24.11 定例会 (H24.11 全員協)
	【注】質疑、質問	・議員全員協議会を招集告示日以前に開催し、 提出予定議案の説明聴取等により発言通告書 の提出に係る環境が整備されたため、質疑、 質問については、発言通告制を基本とした議 事の運営を行うことを確認した。	H24.10 全員協
	《注》無通告の質疑、 質問の取扱い について 《本件、文書で確認》	<ul> <li>・本会議における質疑、質問につきましては、 議事運営の能率化をより一層進めるため、発 言通告制を基本とし、無通告の質疑、質問に つきましては、真に必要な場合に限ることと する。</li> <li>・具体の議事運営につきましては、発言通告に よる質疑、質問が終了いたしましたら、質疑、 質問を申し出される議員につきましては、質 疑、質問の終結を宣告する前に、申し出いた だくこととする。</li> </ul>	H25.11 全員協~
	② 無通告の発言(質 疑、質問、討論)に 係る順序	・無通告の質疑、質問並びに討論の申し出があ り、これを許可した場合の発言順序を議長が 決定することについて議員打合せ会に諮り、 了承された。	H24. 2 議員打合 ~

	③ 通告の討論の発言 順序の決定に係る 「くじ引き」の順序	・通告の討論の発言順序決定に係る「くじ引き」 の順序を議席番号順とすることを議員打合せ 会に諮り、了承された。	H24. 2 議員打合 ~
	<ul><li>④ 通告の反対討論の 発言順序の決定と 反対議案数</li></ul>	・通告の反対討論の発言順序決定に際しては、 反対の議案数を考慮しないことを議員打合せ 会に諮り、了承された。	H24. 2 議員打合 ~
6	討論及び質問 ① 無通告の質疑、質問 の発言時間	・無通告の質疑、質問の申し出があり、これを 許可した場合の発言時間については、答弁時 間を除き、5分以内とすることを議員打合せ 会に諮り、了承された。	H24. 2 議員打合 ~
	② 無通告の討論の発 言時間	・無通告の討論の申し出があり、これを許可した場合の発言時間については、3分以内とすることを議員打合せ会に諮り、了承された。	H24. 2 議員打合 ~

Α	その他		
	《以下、文書で確認》 (1)傍聴等 ① 間接傍聴	・構成市町村の関係者等の傍聴は、別室において、間接(モニター、音声)傍聴を行う。 《音声傍聴: H24.11 全員協、H24.11 定例会》	H23. 7 定例会~
	② 取材等の許可	・報道機関から取材、撮影及び録音の許可の申 し出があれば、条件を付して許可を行う。	H23. 7 定例会~
	(2)携帯電話等 ① 携帯電話	・携帯電話は、会議中、電源を切断することを 確認	H24. 7議員打合 ~
	② 携帯端末機器等の持込みによる使用	・タブレット端末やノートパソコンについては、 議員が、質問や討論のために原稿、資料を閲覧し、また、他の議員、理事者等の発言を記録するために限り、持込み、使用することを許可する。ただし、キーボード、マウス、操作音、音声などが会議の支障とならないよう、また、他の議員の迷惑とならないよう節度を持って使用する。また、動画撮影、写真撮影及び録音は禁止する。	H24. 7 議員打合 ~
В	協議又は調整を行う場議員全員協議会		
	(議員打合せ会) ① 開催	<ul><li>・大阪市水道局との統合協議に関する説明を聴取し、説明内容に関し質問を行った。</li><li>・平成24年11月定例会の企業長提出予定議</li></ul>	
		案の概要説明を聴取し、説明内容に関し質問を行った。 ・定例会招集日の本会議開会前に議事日程を協議するため、議員全員協議会(議員打合せ会)を開催した。	H23. 7 定例会~
	① 一1開催(非公開)	・質疑終結後に本会議を休憩し、討論の通告の 有無を確認するため、非公開の議員全員協議 会(議員打合せ会)を開催した。	H24. 2 定例会~

• 大阪市水道局との統合協議に係る企業団議会 | H25. 2 議員打合 の議員の定数とその配分について協議するた H25.2全員協 め、非公開の議員全員協議会(議員打合せ会) を開催した。《2月28日、3月5日、3月2 0日、3月29日、4月16日、8月6日》 • 企業団議会の議員の定数とその配分について、 H25.7議員打合 前期(H24.7.1~25.6.30)の申し送り事項 を協議するため、非公開の議員打合せ会を開 催した。 ② 提出予定議案説明 ・定例会における議論を深めるため、定例会開 H24.10 全員協~ のための開催時期 会日の10日程度前に提出予定議案の説明聴 取等のための議員全員協議会を開催した。 ③ 議員以外の者の • 議長は、構成市町村議会間の情報共有のため、 H24.8 全員協~ 出席等 企業団議会議員を選出していない市町村議会 の議員及び選出企業団議会議員が欠席してい る市町村議会の議員の出席を要請した。 ・平成25年7月25日の協議会から、企業団 H25.7.25 議会議員を選出していない全ての市町村議会 H25.8.6 の議員16名について、企業団担当議員とし 《前項を変更》 て、協議会に関する規程第7条により全ての 会議に出席するとともに、8月6日の議員定 数等調査委員会における「議員定数等調査の ための議会運営の試行実施(案)」の決定、実 施により協議会としての意思決定に加わるこ ととされた。(終期は平成26年6月30日) ④ 質問並びに意見 ・質問並びに意見は、企業団議会議員及び企業 H24.8全員協~ 《以下、文書で確認(変 団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から 更後を含む)》 代わって出席した議員並びに企業団議会の要 請により出席された企業団議会議員を選出し ていない市町村議会の議員に限り行うことが できる。 ・発言の順序は、企業団議会議員、次に企業団 | H24.10 全員協~ 議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代 わって出席した議員並びに企業団議会の要請 により出席された企業団議会議員を選出して

		T
	いない市町村議会の議員とする。	
	・質問並びに意見は、企業団議会議員及び企業	H25.7全員協~
	団担当議員(企業団議会の要請により選任さ	《前2項を変更》
	れた企業団議会議員を選出していない市町村	
	議会議員)に限り行うことができる。	
	・質問等は、企業団議会議員、企業団担当議員	H25.7全員協~
	の区別なくできるものとする。	
⑤ 発言の方法	・質問並びに意見は、発言時間の制限は行わな	H24.8全員協~
《以下、文書で確認》	いが、会議時間に制約もあるので、より多く	
	の議員が発言できるよう短時間で簡潔に行	
	い、また理事者の説明、答弁も同様とする。	
	・質問並びに意見を行うときは、挙手の上、指	
	名を受けて、選出(所属)市町村と名前を告	
	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
	・理事者の説明は指名を受け自席において行う。	
	また、理事者が答弁をおこなうときは、挙手	
	の上、指名を受けて、職名と名前を告げた後、	
	自席において行う。	
	10.1. 3 - 100 - 10	
⑥ 提出予定議案の説	・提出予定議案の説明に係る質問は、「説明の中	H24.10 全員協~
明に係る質問	での制度、事実の確認や不明な語句などあく	
《以下、文書で確認(削		
除後を含む)》	ととし、現状の問題点に係る対応策、また、	
	施策、事業の今後の方針や方向性に関する質	
	問、意見は定例会において質疑や一般質問の	
	機会があるので、その際に行う。	
	・提出予定議案の説明に係る質問は、企業団議	H25.7全員協
	会議員に限り、企業団議会の要請により出席	《本項を削除》
	された企業団議会議員を選出していない市町	
	村議会の議員はできないものとする。	
⑦ 臨時会の招集請求	•議員定数等調査委員会の設置に際し、会議規	H25. 5 全員協
	則第116条に規定する協議又は調整の場と	(H25. 5. 9)
	するため、会議規則の一部改正を行うため、	
	議員全員協議会において臨時会の招集請求を	
	行うことを決定した。	
⑧ 議員の異動	<ul><li>構成市町村議会議員の任期満了に伴い、企業</li></ul>	H25. 5 全員協
<u> </u>		<u> </u>

議員定数等調査委員会	団議会議員の任期が終了した議員について議員全員協議会で報告を行った。 〔当該団体から同じ議員を候補者として推薦されることとなり、任期の始終期を明確にするため、報告を行った。〕 《島本町議会 岡田初惠議員》	(H25. 5. 9)
① 開催	・企業団議会の構成(議員定数とその配分)のあり方等について調査、検討、協議を行うため、開会した。《平成25年6月6日、6月26日、8月6日、8月22日、10月8日》	H25.6.6~
② 非公開	・企業団議会の構成(議員定数とその配分)のあり方等についての協議等については、意思 形成過程のため、非公開ー傍聴並びに取材、 録音、撮影については認めないことーで開会 した。	H25.6.6~
③ 委員以外の者の 出席等	・委員長は、構成市町村議会間の情報共有のため、企業団議会議員を選出していない市町村 議会の議員及び選出企業団議会議員が欠席している市町村議会の議員の出席を要請した。	H25.6.6~
	・平成25年8月6日開会の委員会から、企業 団議会議員を選出していない全ての市町村議 会の議員16名について、企業団担当議員と して、委員会に関する規程第7条により全て の会議に出席するとともに、「議員定数等調査 のための議会運営の試行実施(案)」の決定、 実施により委員会としての意思決定に加わる こととされた。(終期は平成26年6月30日)	H25. 8. 6~ 《前項を変更》
④ 質問並びに意見	<ul><li>・議員全員協議会の確認事項を準用することとし、以下のとおり確認された。</li><li>・質問並びに意見は、委員及び企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代わって出席した議員並びに企業団議会の</li></ul>	H25.6.6~

要請により出席された企業団議会議員を 選出していない市町村議会の議員に限り 行うことができる。 ・発言の順序は、委員、次に企業団議会議 員の欠席に伴い選出市町村議会から代わ って出席した議員並びに企業団議会の要 請により出席された企業団議会議員を選 出していない市町村議会の議員とする。 • 意見表明等議論を活性化するため、前項後段 H25.6.26~ に拘らず、委員、未選出議会の議員等の順序 を採らず、発言することとした。 ・上記2項目について以下の通り変更され、文 H25.8.6~ 書で確認された。 ・質問並びに意見は、企業団議会議員及び 企業団担当議員(企業団議会の要請によ り出席された企業団議会議員を選出して いない市町村議会から選出)に限り行う ことができる。 ・質問等は、企業団議会議員、企業団担当 議員の区別なくできるものとする。 ⑤ 発言の方法 ・質問並びに意見は、発言時間の制限は行わな H25.6.6~ いが、会議時間に制約もあるので、より多く の委員等が発言できるよう短時間で簡潔に行 い、また理事者の説明、答弁も同様とする。 質問並びに意見を行うときは、挙手の上、指 H25.6.6~ 名を受けて、選出(所属)市町村と名前を告 げた後、自席において行う。 • 理事者の説明は指名を受け自席において行う。 | H25.6.6~ また、理事者が答弁をおこなうときは、挙手 の上、指名を受けて、職名と名前を告げた後、 自席において行う。 ・上記の「発言の方法」の2項目と3項目にお H25.8.6~ ける発言に際しては、理事者の説明を除いて は、「起立して」行うこととし、修正され、文 書で確認された。 ・議長あてに委員長から報告書を提出した。 ⑥ 委員会報告書 H25.6.26